平成２１年（フ）第２９３２号
名古屋市西区枇杷島１丁目１番１―408号
市営枇杷島荘
債務者　鈴木日出子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９６号
北海道北見市三楽町71番地21
債務者　譽田　満子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第９８号
北海道北見市端野町緋牛内20番地
債務者　阿部　広治
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第４５１号
埼玉県行田市大字斎条404番地１―２棟301号
債務者　木元　一郎
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１０８４号
千葉県船橋市馬込町962番地７
債務者　大塚　幸代
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０８７号
千葉県市川市原木１丁目９番３―105号　メゾンド原木
債務者　小柴　武志
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０９４号
千葉市稲毛区あやめ台２番20棟302号
債務者　佐藤　　満
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１００号
千葉市美浜区高洲２丁目７番14棟502号
債務者　尾之上優子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１１２号
千葉市若葉区桜木北２丁目17番12号　桜木セントラルハイツ102号
債務者　花井　正美
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１３０号
千葉県八千代市上高野1537番地337
債務者　積田　正平
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１４８号
千葉県市原市皆吉1758番地の12
債務者　野口　英治
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１５３号
千葉県船橋市大穴南１丁目８番１―113号
債務者　大平雄一郎
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１５４号
千葉県船橋市大穴南１丁目８番１―113号
債務者　大平　美紀
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６８１号
神奈川県足柄下郡箱根町二ノ平1143番地の42　グリーン石高301号、前住所福岡県大牟田市大字上内3668番地1066
債務者　石橋　陽介
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７０１号
神奈川県平塚市万田398番地の10
債務者　高杉　布美
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５１３号
新潟県新潟市西区大野町無番地
債務者　高橋　義雄
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４３号
新潟県新潟市南区能登502番地15
債務者　眞下　秀明
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部